

平成19年度補助金等概要報告書

公益法人名	社団法人 土木学会		
(1) 年間収入 (総収入 - 前期繰越金)		1570579 千円(A)	
(2) 補助金等の交付実績額			
名称	補助金・委託費の別	交付官庁	金 額
平成19年度ISO規格制定 及び審議状況等調査委託 事業	委託費	農林水産省	4000 千円
			千円
			千円
			千円
			千円
合 計			4000 千円(B)
(3) 補助金等の年収比率		0.25% (B/A)	

平成19年度委託費支出明細書

1. 委託事業名	平成19年度ISO規格制定及び審議状況等調査委託事業		
2. 事業の目的及び内容	<p>(1) 目的 公共事業は、様々な技術標準(技術基準、示方書等)に基づいて実施されているが、近年は世界貿易機関(WTO)における「政府調達協定」及び「貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)」により、国際標準化機構(ISO)において制定されるISO規格の遵守が求められている。ISO規格の制定動向に着目すると、土木構造物で使用する資・機材に関わる製品規格や試験方法規格にとどまらず、構造物の設計・施工に関わる規格の制定が本格化している。 また、自国の技術標準(技術基準、示方書等)をISO規格等に反映させることが、各国の国際戦略であるとの認識が強まっている。このような状況の中で、我が国においても長期的な戦略を持って、ISOに規格を提言するなど、積極的な関与が必要となってきている。 本業務は、土木分野におけるISO規格の制定及び審議状況等を調査するとともに、ISO等における国際規格の制定に対して今後の対応方針を検討するものである。</p> <p>(2) 具体的な内容 (1) 本年度におけるISO規格制定状況の調査 ・ISO規格の専門分野ごとに設置されている技術専門委員会(TC: Technical Committee)における資料を収集する。 ・ISO/TCを担当する各国内審議団体等に対するヒアリング、資料収集を行う。 ・土木構造物で使用する資・機材に関わる製品規格や試験方法規格、構造物の設計・施工に関わる規格の制定状況を調査する。 (2) 農業土木分野に関するISO規格の審議・制定状況の整理 (1)の調査結果をふまえ、農業土木分野の技術基準類に対して影響が大きいと考えられる分野に関するISO規格の審議・制定状況を整理する。 (3) 国際認証・認定制度に係わる動向の調査 性能規定化を進めつつある農業土木分野においても今後の参考となるよう我が国の土木分野における認証・認定システムのあり方に関する検討を行うため、次の調査を行う。 ・国際認証・認定に係わる規格の策定状況 ・それらの認証・認定システムの動向 ・新技術・新工法に関する認証・認定システムの動向 (4) 調査結果の整理・検討 上記(1),(2)及び(3)の調査結果を整理し、今後の適用方法及び対応方針等について検討する。</p>		
3. 委託先の公益法人の名称	社団法人 土木学会		
4. 委託費の額	4000 千円(A)		
5. 委託費における管理費			
(1) 人件費	1365 千円		
(2) 一般管理費	千円		
(3) その他の管理費			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
	合 計	千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再委託されているものに関する支出			
	支出内容	支出先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出			
	支出内容	支出先	金 額
	諸経費		1365 千円
	報告書作成費		49 千円
	事務用品費		7 千円
	消費税		122 千円
	合 計		千円
7. その他			
	内 容	金 額	
	技術経費	1092 千円	
		千円	
		千円	
	合 計	4000 千円	
8. 再委託の割合	0% (B/A)		

(注)

1

「5. 委託費における管理費」について、「(1)人件費」には、当該委託費の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該委託費の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、前二者に該当しない当該委託費に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該委託費の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再委託されているものに関する支出」及び「(2) (1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再委託されているものに関する支出」とは、当該公益法人から第三者に交付されている委託費、委託費の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「委託費の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該公益法人から直接支出していない場合、あるいは当該委託費の交付目的との関係によっては、「(2) (1)以外の支出」に該当しない場合もある。

< 「(2) (1)以外の支出」の具体例 >

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。

4 「7. その他」については、「5. 委託費における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再委託の割合」については、「4. 委託費の額」に対する「6. (1)外部に再委託されているものに関する支出」の割合により計算する。